

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和7年度決算見込み)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 74,639百万円

1. 社会保障施策の充実(63,965百万円) (単位:百万円)

事 項 名		経 費	財 源 内 訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他
子・ ども 育 て	子ども・子育て支援給付費	45,072	0	0	39,473	5,599
	地域子ども・子育て支援事業費	7,229	0	0	5,351	1,878
	児童保護措置費	6,900	3,534	24	659	2,683
高の 等無 教償 育化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	464	0	0	464	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	5,496	2,748	0	2,748	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	88,754	0	0	988	87,766
	国民健康保険助成費	46,891	0	0	3,796	43,095
	難病等対策費	6,231	2,954	0	3,277	0
	地域医療総合確保事業費	3,810	2,540	0	1,270	0
	介護給付費負担金	66,940	0	0	5,127	61,813
	介護保険地域支援事業交付金	4,404	0	0	534	3,870
	地域介護総合確保事業費	774	516	0	258	0
	診療報酬の充実	29,279	5,421	5	20	23,833
合 計		312,244	17,713	29	63,965	230,537

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(10,674百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。